

附 則
(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(様式に係る経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の施行規則様式第三により使用されている書類は、この省令による改正後の施行規則様式第三によるものとみなす。

(予防接種実施規則の一部を改正する省令の一部改正)

3 予防接種実施規則の一部を改正する省令(令和五年厚生労働省令第十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二項に見出しとして「経過措置」を付する。

附則第三項中「昭和二十三年政令百九十七号」を「昭和二十三年政令第九十七号」に改める。

○厚生労働省令第八十五号

医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第二十一条第三項の規定に基づき、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年六月十九日

厚生労働大臣 加藤 勝信

医療法施行規則の一部を改正する省令

医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第十九条 (略)</p> <p>2 法第二十一条第三項の厚生労働省令で定める基準(病院の従業者及びその員数に係るものに限る。次項において同じ。)であつて、都道府県が条例を定めるに当たつて従うべきものは、次のとおりとする。</p> <p>一、三 (略)</p> <p>四 <u>栄養士又は管理栄養士</u> 病床数百以上の病院にあつては、一</p> <p>3、5 (略)</p>	<p>第十九条 (略)</p> <p>2 法第二十一条第三項の厚生労働省令で定める基準(病院の従業者及びその員数に係るものに限る。次項において同じ。)であつて、都道府県が条例を定めるに当たつて従うべきものは、次のとおりとする。</p> <p>一、三 (略)</p> <p>四 <u>栄養士</u> 病床数百以上の病院にあつては、一</p> <p>3、5 (略)</p>

附 則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。



審 判 部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和5年(フ)第26号

岩手県一関市青葉2丁目8番10号 レオパレスアコンティオス103、前住所岩手県一関市赤荻字荻野376番地1

債務者 佐藤 友行(旧姓石川)

- 1 決定年月日時 令和5年6月6日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉田 俊晴
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和5年9月11日午後1時55分
- 5 免責意見申述期間 令和5年8月7日まで
盛岡地方裁判所一関支部

令和5年(フ)第67号

宮城県大崎市三本木新町2丁目8番16号、従前の住所宮城県仙台市青葉区上杉2丁目4番8-514号

債務者 遠藤 樹里

- 1 決定年月日時 令和5年6月6日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐々木康晴
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和5年9月14日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和5年8月7日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和5年(フ)第90号

神戸市西区伊川谷町有瀬1281番地の6 県住

4-201号
債務者 深水 正

- 1 決定年月日時 令和5年6月5日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 仲谷 仁志
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和5年8月29日午後1時20分
- 5 免責意見申述期間 令和5年8月7日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和4年(フ)第193号

広島県福山市駅家町大字万能倉481番地5

債務者 土肥 政久

- 1 決定年月日時 令和5年6月6日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 神原 多恵
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和5年9月5日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和5年8月7日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和4年(フ)第159号

徳島県徳島市住吉3丁目9番11号

債務者 中箭 敏之

- 1 決定年月日時 令和5年6月5日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 豊永 真史
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和5年9月4日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和5年8月7日まで
徳島地方裁判所民事部

令和5年(フ)第113号

愛媛県松山市土居町960番地1

債務者 秋本 洋二

- 1 決定年月日時 令和5年6月6日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 安藤 潔
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和5年10月12日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和5年8月7日まで
松山地方裁判所民事部